

高校生等教育給付金（新入生に対する一部早期給付）のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、対象世帯に対し返還不要の給付金年額の4分の1を早期に支給します。

新入生のうち一部早期給付を希望される場合は、下記のとおり必要書類をご提出ください。

次表の対象世帯区分①～④のうち、該当する書類をご提出ください。

対象世帯区分	保護者等が岡山県内に住所を有し、高等学校等に在学する高校生等がいる世帯のうち			
	対象世帯区分① 生活保護受給世帯 (令和8年4月1日現在で生業扶助を受給している世帯)	対象世帯区分② 保護者等全員の令和7年度道府県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯	対象世帯区分③ 保護者等全員の令和7年度道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯（対象世帯区分①、②を除く。）	対象世帯区分④ 保護者等全員の令和7年度道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満である世帯（対象世帯区分①～③を除く。）
給付金額 (年額)	32,300円	143,700円 (通信制:50,500円)	47,900円 (通信制:16,830円)	35,930円 (通信制:12,630円)
一部早期 給付額	8,075円	35,925円 (通信制:12,625円)	11,975円 (通信制:4,207円)	8,982円 (通信制:3,157円)
提出書類	1 申請書(※1) 2 生業扶助受給証明書(様式2) 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書 5 住民票の写し(原本)(※2)	1 申請書(※1) 2 課税証明書等(令和6年1～12月の所得に係る証明書類)(※3) 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書 5 住民票の写し(原本)(※2)	1 申請書(※1) 2 課税証明書等(令和6年1～12月の所得に係る証明書類)(※3) 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書 5 住民票の写し(原本)(※2)	1 申請書(※1) 2 課税証明書等(令和6年1～12月の所得に係る証明書類)(※3) 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書 5 住民票の写し(原本)(※2)
提出期限	令和8年9月7日(月) 必着			
提出方法	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁財務課へ提出			

※令和8年4月1日現在の状況により支給が決定されます。

※支給年額の残額部分については、再度申請が必要です。お急ぎでない場合は、年額一括給付の通常の申請を行ってください。

※「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に入学した者を指します。

(※1)申請書とは、高校生等教育給付金受給申請書(様式1)のことをいいます。

(※2)住民票の写し(原本)は、生徒本人の本籍と保護者の住所の記載があるものを提出してください。日本国籍以外の場合は、在留資格・在留期間が記載されているものを提出してください。日本国籍以外で在留資格が家族滞在の者は小・中学校の卒業証明書の写し又は卒業証明書を提出してください。

(※3)課税証明書等とは、道府県民税・市町村民税所得割額が確認できる書類であり、課税証明書、特別徴収税額の決定・変更通知書及び納税通知書等のことをいいます。提出いただくのはコピーでも構いません。なお、課税証明書等は税の申告を行った上で提出してください。